

2021 年事業計画(案)

I 2021 年事業計画基本方針

2020 年は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により世界中の子どもたちにとって苦難の年になった。我が国の子どもたちや家族にとっても感染流行によって様々な困難が顕在化し、SOS 子どもの村 JAPAN もそれに対応して、オンライン相談や子どもショートステイ事業の強化など新しい支援事業の開発に挑戦する年となった。2021 年も流行は予断を許さないなかで、さらなる子どもと家族の支援に取り組むことになる。

また、我が国の社会的養育もいくつかの改革が進んでいる。昨年、2016 年の児童福祉法改正の「家庭養育優先の原則」に基づき、各都道府県が「社会的養育都道府県推進計画」を策定し、包括的里親支援に取り組むフォスタリング機関の設置が進んだことにより、家庭養育は一步前進しようとしている。さらに虐待防止のための市区町村の強化とともに、2019 年の児童福祉法改正で、社会的養護の子ども権利擁護と意見表明のための「子どもアドボカシーシステムの構築」も進みつつある。そのような中で SOS 子どもの村 JAPAN は、以下の基本方針に則って事業に取り組む。また、これらを実現するための組織の強化と資金開発を着実に進める。

- 1 「子どもの村福岡」では親の養育を受けられない子どものために、「家庭養育と支援のモデル」として、子どもの声を聴くことを第一に、子どもの最善の利益を目指して、チーム養育の実践に努める。
- 2 地域で危機にある子どもと家族のための家族強化プログラムとして、相談事業の質の向上と支援プログラムの充実をめざすとともに、子どもの村福岡でのショートステイと「みんなで里親プロジェクト」を、虐待予防と家族分離防止の制度、要支援家庭のためのショートステイとなるよう充実させていく。
- 3 「SOS 子どもの村インターナショナル」の一員として、「国連子どもの代替養育に関するガイドライン」や「改正児童福祉法」に基づき、子どもの権利尊重、なかでも、家庭養育推進と子どもの意見表明支援に取り組み、「子どもアドボカシーシステム構築」に貢献する。
- 4 持続可能な組織づくりのために、資金開発を進め、新規事業に取り組むための助成事業などの開発に取り組む。
- 5 事業開発に取り組むための人材の確保と組織運営体制の効率化と組織強化を図る。

II 2021 年事業計画

改正児童福祉法の「家庭養育優先の原則」に基づき、2020年に各都道府県が「社会的養育都道府県推進計画」を策定したことにより、家庭養育は一步前進しようとしている。このような中で、子どもの村福岡では、「家庭養育と支援のモデル」をめざして実践に努めてきたが、2021年は懸案である育親を確保し、実家族との交流を進めながら、子どもの声を聴くことを第一にチーム養育をすすめる。

地域で危機にある子どもと家族のために、「福岡市子ども家庭支援センターSOS子どもの村」の家族強化プログラムは、休日夜間の相談の質に向上をめざし、オンライン相談やアウトリーチによる家族支援を充実させ、また、「子どもの村福岡」の子どもショートステイ専用ハウスでの子どもの預かりを積極的に進めるとともに、「みんなで里親プロジェクト」においては、「短期里親による地域の家庭支援」の仕組みづくりをさらに発展させ、要支援家庭を支援するショートステイとなるよう預かりの実績をあげていく。

1 親の養育を受けられない子どもたちの養育

(1) 子どもの村福岡での家庭養育のモデルづくり

ア 子どもの受入れ

2020年12月末現在、2家庭で8名の子どもを養育しており、さらに育親を新規採用し新規委託を積極的に受入れる。

イ 一時保護・ショートステイの受入れ

危機にある家庭の子どもたちを2020年に強化した「短期預かり専用ホーム」での積極的な受入れとともに、利用家族の支援の充実を図る。(再掲2-(2))

ウ 育親・ファミリーアシスタントのリクルート

組織の最優先課題として組織をあげてリクルートを継続していく。

エ 育親・ファミリーアシスタント・センタースタッフの人材養成

セルフチェックリストを活用し、計画的な人材の育成に取り組む。

オ Child Protection Policy(以下CPP)の遵守

セーブ・ザ・チルドレンの「セーフガーディングのチェックリスト」も活用し、不適切養育に対する認識の共有を徹底し、不適切養育の予防、CPP事案への対応を引き続き行う。

カ 常に子どもの声を傾聴しながらの養育

子どもの生き立ちを支援する視点を持ち、常に子どもの声を意識しながら養育にあたる。

(2) 家庭養育支援のモデルづくり

ア チーム養育のためのファミリーチームミーティング(FTM)の定例開催

月2回のFTMを継続するとともに、FTMのしくみについて検証する。

イ 対話を通じた課題解決法の確立

対話を主体とした理念ワークショップを通して、子どもの村の現状や課題、これからの目標をメンバーで共有する。

ウ 「子どもの声を聴く」しくみづくりと文化の醸成

子ども参加のFTMを検討する。また、子ども NPO センター福岡が主導するアドボカシーシステムモデル事業と協働し、アドボケイトの受入れを行うとともに、職員・子ども向けの新版「子どもの権利ノート」についてのワークショップを検討する。

エ 専門家との連携体制の充実

養育支援会議、FTM などに小児科医や心理専門職が参加し、連携体制の充実を図る。

オ 児童相談所との連携の充実

ファミリーソーシャルワーカーを中心に、子どもの受入れ時や課題発生時、計画的・段階的な家族再統合の各ステップにおいて、児童相談所と情報共有し、連携しながら支援を行う。

カ 「地域の子」として、地域とともに育てる

コロナ禍で途絶えがちだった地域連携を、今津・子どもの村連絡協議会を中心に地域と連携しながら子どもの村の運営を行う。

キ 実家族再統合・リービングケア・アフターケアの検討

再統合計画にもとづいて支援し、実家族再統合や自立等で離村する子どもへの支援の在り方を検討する。

ク 子どもの村メンバーとしての関係づくり

すでに村を出た育親やスタッフ、子どもを、村や法人が開催する行事等には積極的に招待するなど、村を出た後のつながりを維持していくことをめざす。

(3) 村の運営の充実・強化

ア 村長を中心としたチームビルディング

家庭養育者セルフチェックリストの実施と振り返り面接を研修チームとともに実施する。

イ 育親・スタッフの研修の質の向上

研修チームとともに、ニーズに応じた研修を実施するとともに、FA 研修など OJT を継続的に開催する。

ウ 子どもの村についての普及啓発・見学者への対応

子どもの村の実践を市民や大学関係者、児童養護施設、里親支援機関等、専門家に伝える機会とし、「子どもの権利にもとづく養育」や「危機にある地域の子どもの家庭支援事業」について、見学者への丁寧な説明、対応を行う。

エ ボランティアとの連携

有償ボランティアの体制充実を図り、有償ボランティア、草取り隊など、市民ボランティアと連携していく。

オ 村の環境保全

建物、村庭、備品の管理、保全の管理・保全に努め、中庭の枕木など老朽化した部分の補修を検討する。

2 地域で困難を抱える子どもと家族への支援

児童虐待予防対策のために、現在、国は子ども家庭支援のための市区町村の強化を進めている。このようななかで、以下の家族強化プログラムは、区役所や関係機関と連携して、虐待予防と家族分離予防のために重要な役割をはたすことになる。

(1) 平日夜間、土日祭日相談事業の充実

(子ども家庭支援センター「SOS 子どもの村」)

ア 相談の質の向上

子どもの権利にもとづく子どもと家族への支援を追求しつつ、毎週1回のケアミーティングにて、スーパーバイズを受けながらアセスメントと支援の質の向上を図る。また、センター内の拡大ケース検討会の開催や外部研修の受講によって、相談支援員としてのスキルアップに努めていく。

イ 来談者に応じた支援の充実

来所できない家族に対して、アウトリーチやオンライン相談などを実施し、来談者のニーズに応じた支援を積極的に行っていく。

ウ ネットワークによる支援

関係機関との顔の見える関係づくりを行い連携支援の充実を図る。区役所やスクールソーシャルワーカー、障がい者基幹相談支援センターとの連携を強化する。

エ 家族支援のための親と子のグループ支援

新型コロナウイルスの感染拡大状況をみながら、共通の課題を持つ子どもや家族に対するグループ支援の実施を検討する。

(2) 子どもショートステイ事業の虐待防止と家族分離防止事業としての強化

(子どもの村福岡)

ア 子どもの村福岡の専用棟でのショートステイの強化

子どもショートステイ事業は、2013年に、子ども家庭支援センター事業の一つのメニューとして福岡市から委託された。その後、村の育親家庭やファミリーアシスタントなどが協力し子どもたちを預かり、今宿駅への送迎も行なってきた。その結果、2020年4月に福岡市との協働事業としてショートステイ専用棟1棟と送迎費が予算化された。また、2020年は、コロナ禍の中で、家庭の困難が顕在化し、多くの利用申請があったことを受けて、セーブ・ザ・チルドレンの助成により2棟目の専用棟を設け、できるだけ断ることなく受け入れることと同時に、ファミリーソーシャルワーカーを雇用し、「みんなで里親プロジェクト」ととともに、要支援家庭の支援の切り札として充実していくこととした。2021年は、ショートステイ・一時保護を利用した家族の情報を整理し、子ども家庭支援センターの相談事業と連携してアフターフォローするとともに、区役所や学

校等との関係機関と連携し、ネットワークで支援する。

イ 「みんなで里親プロジェクト事業

プログラム開発事業の中で詳述。(P5 3-(1)に再掲)

(3) 里親支援事業

ア 里親家庭への相談支援

イ フォスタリングチェンジ・プログラム(以下、FCP)

イギリスで開発された里親のためのペアレンティングプログラムを導入し、5年が経過し、全国に普及しつつある。福岡では年1回の児童相談所との連携によるプログラム実施が定着している。2021年度は以下の事業を行っていく。

(ア) FCPの実施

(イ) FCPアフターセッションの実施

(ウ) ファシリテーター・フォローアップミーティングへの参加

(エ) ファシリテーター養成講座への参加

ウ 里親・ファミリーホーム専門研修会(P5 3に再掲)

エ 子ども遊びプログラムへの支援

遊びを通した子どもの成長・発達の機会や子ども同士の関係づくりを保障するため、NPO法人子どもと遊びプロジェクト(以下、「こぷろ」)の活動を側面的にサポートするとともに、専門研修会時の子どもプログラムを「こぷろ」に協力依頼する。

オ ユースプログラムへの支援

「こぷろ」のユース部門「ゆぷろ(ユースと遊びプロジェクト)」や International Foster Care Alliance(IFCA; イフカ)の活動を側面的にサポートする。

3 子どもと家族支援のプログラム開発と人材養成

地域の危機にある家族を支援するためのアウトリーチ&ネットワークによる家族支援プログラムの開発および、里親養育の質の向上のための人材養成プログラム開発を継続していく。

(1) 里親普及支援事業 (みんなで里親プロジェクト/福祉医療機構助成)

短期の里親を確保し、福岡市西区役所と連携した里親によるショートステイへのしきみを同早良区へも発展・拡大し、村のショートステイと連携した地域の里親によるショートステイの受入れ実績を増やし、福岡市の事業化をめざしていく。

ア 里親によるショートステイの推進

福岡市西区役所・福岡市児童相談所と連携し、短期の里親リクルートと里親によるショートステイのしきみを作る。

(ア) みんなで里親プロジェクト実行委員会

・ネットワーク会議

・「みんなで里親プロジェクト」作業部会

- (イ) 短期の里親普及・リクルート
 - ・里親制度の広報・普及啓発
 - ・里親リクルート
 - ・福岡市児童相談所とのリクルート情報の共有
- (ウ) 里親による短期預かりの仕組みづくり
 - ・ショートステイ里親の登録・受入れ試行・評価
 - ・「改正版里親によるショートステイハンドブック」の作成

イ 里親養育の質の向上のための研修

市民向けの公開研修会を開催し、子どもと家族の現状について学ぶ。また、里親・FH向けの専門研修会を開催し、里親養育の質の向上を図る。

- (ア) 市民向け研修「公開研修会」の開催(年3回)
- (イ) 里親向け研修「里親専門研修会」の開催(年3回)
- (ウ) ショートステイ里親研修・交流会の試行

ウ 「みんなで里親・ふくおかモデル」の普及

ふくおかでの取組を他地域や他施設へ広げることを目的として、学会発表や他都市調査を行う。

伴走支援者・アドバイザーへの報告を行い、助言を受け事業を進める。

- (ア) 「子どもの家庭養育推進官民協議会」での提言・要望
- (イ) 伴走支援者・アドバイザーへの報告・評価
- (ウ) 日本子ども虐待防止学会等での発表、普及
- (エ) その他のモデルの広報
- (オ) ショートステイに関する全国調査
- (カ) 他地域への視察
- (キ) 福岡市内の施設との連携
- (ク) 報告書の作成
- (ケ) 里親ショートステイ実施地域とのオンラインネットワーク

(2) 家庭養育の人材養成

ア 里親・ファミリーホーム専門研修の開催(年3回)

家庭養育における当事者のニーズにもとづいた、実際の養育に活かせる研修を実施する。

イ オンラインセミナー(公開研修会)の開催(年3回)

「子どもの権利」「子どもの発達・愛着」「社会的養護・困難を抱えた子どもと家族の現状」をテーマに、市民や学生、社会的養護関係者を対象に、困難を抱えた子どもと家族への理解を深め、ボランティアや支援者を育成するための研修会を開催する。

(3) 家庭養育推進のための多分野ネットワーク事業

全国里親大会への協力を行うなど、里親会をはじめ、地域の里親との連携をはかる。また、『弁護士に聞く里親として知っておきたいこと』冊子の販売・普及を通して、弁護

士や児童相談所、里親会等とのネットワークを強化する。

(4) 子どもの権利にもとづく子どもと家族への支援の普及啓発

ア 家族アセスメントツールの協働実施

2020年に開発した、家族のニーズを把握するための「ニーズアセスメント」、家族全体の持つ力を把握するための「家族の強みアセスメント」を区役所などと連携して実施し、改良を重ねていく。

イ 当事者参加の家族応援会議の実施

当事者が参加して支援計画をたてる「家族応援会議」を実践していくとともに、当事者参加の支援の普及を図る。

ウ 家族支援ツールガイドブックの普及啓発

研修会・講演会、学会等で「家族支援ツールガイド」を紹介していくとともに、活用事例を蓄積していく。

4 アドボカシー活動

「子どもの権利」を保障し、最善の利益を実現することをめざして、「児童福祉法改正」「新たな社会的養育ビジョン」の普及啓発に努めるとともに、家庭養育推進官民協議会やフォスタリングチェンジ企画委員会とともに厚生労働省や社会への提言を行う。

(1) 学会発表、研修講師派遣等による啓発の充実

学会発表や研修講師に限らず、子どもサポート部とコミュニケーション部が連携して進める。

(2) 子どもの村福岡の見学者への啓発

見学者に応じた丁寧な対応を行う。(1-(3)-ウを再掲)

5 子どもと家族に関する情報提供・啓発事業

コロナ禍により社会情勢は大きく変化し、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増している。この状況下で社会的養護が必要な子どもたちの家庭養育の重要度が高まり、家族の分離を予防するための家族支援の必要性が増していることから、国際的な動きと連動しながら、子どもと家族支援に対する理解と共感を社会に広げていく。

資金開発の観点からは、新規支援者獲得のためにインターネットや広告などにより情報を発信し、対面用の法人紹介ツールもリニューアルを行う。また、既存支援者の支援実感を高めるために、事業報告と子どもを取り巻くトピックスの発信を行う。

(1) オンライン情報発信の強化

より多くの方に活動への理解を得るため、ホームページやソーシャルメディアを活用した情報発信について、SOS 国際的な情報の掲載など、情報発信の内容のバリエーションを広げる。また、ホームページ上の寄付ページへの動線を強化するためにランディングページを制作し、オンライン経由のマンスリー支援会員の獲得に繋げる。

(2) アニュアルレポート及びニュースレターの発行

既存支援者に活動の報告と子どもを取り巻く情報などの提供を行い、支援者と継続的な関係を構築することを企図し、アニュアルレポート及びニュースレターを発行する。

- ・アニュアルレポート発行(2021年5月)
- ・ニュースレター発行(2021年7月、12月)

(3) 他団体やメディアとの協働

みんなで里親プロジェクトおよびショートステイ事業において、児童相談所や区役所等との関係団体とのスムーズな協働・情報共有を実現するべく、ミーティングおよびツールを工夫する。また、オンライン・ツールを用いたセミナーや研修会において、より効果的なあり方を検討し、実践する。

昨年度同様、子どもショートステイ専用棟の運用とその意義において、情報発信を積極的に行う。また、ビジョンや活動理念などを同じくする「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」との連携を図り、ショートステイ事業にかかる広報活動を充実させる。

(4) 各種広報ツールのリニューアル

法人の活動を分かりやすく紹介して支援者獲得につなげるため、広報ツール(パンフレット、リーフレット等)のリニューアルを必要に応じて実施する。

(5) 広告

ターゲット設定など戦略的な広告出稿計画に基づき、新聞やインターネットで広告を継続的に実施する。また、効果測定を随時実施して広告計画に活用する。

(6) 各種イベントの実施/街頭キャンペーン

対面を伴う活動については当面控え、社会情勢に応じて随時再開する。

(7) 広報誌「かぞく」の販売

2014年発行の「かぞく」を再編集し、電子版を作成して販売する。

6 子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関との連携

(1) 福岡市里親養育支援共働事業（「新しい絆」プロジェクト）

ア 「新しい絆」フォーラムの開催

年2回の里親普及のためのフォーラムに積極的に参画する。

イ ファミリーシップふくおか(実行委員会)

里親養育普及・支援を中心課題として、フォーラムの企画・実施の検討等。

ウ 福岡市里親委託等推進委員会

里親養育支援事業の報告、意見交換などを通して里親制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親支援を総合的に推進することを目的として、年2回開催。

(2) 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

ア 推進委員会(2回開催)：28団体+福岡市

ワーキンググループ会議：フォーラム、専門研修の企画などを検討、全体委員会に提案する。

- イ 子ども虐待防止市民フォーラム
- ウ 虐待防止月間街頭キャンペーン
- エ 子ども虐待対応研修開催(11月頃予定)

(3) 「子どもアドボカシーシステム研究会」

目的:「児童の意見表明権を保障する仕組みの構築」をめざして、国や各自治体においても具体的な検討が進められているなか、福岡市における、市民、行政関係者による、あらゆる子どもの権利擁護を目的とした「子どもアドボカシーシステムの構築」の研究を行う。子どもの権利ノートの作成。2021年4月の「子どもアドボカシーセンター」のNPO法人設立予定。

構成:社会的養護の経験者や関係者、学識経験者、NPOなどと、福岡市こども未来局こども家庭課・児童相談所、教育委員会)

事務局:子どもアドボカシーセンター

7 国際連携

四半期毎に予定されている、SOS インターナショナルアジアオフィスとのオンラインミーティングを通じて、適宜情報交換を実施していく。

8 資金開発

寄付系収入の安定化を企図し、従来通り「小口分散化(個人マンスリー会員)」を継続して推進する。今後もコロナの影響により対面活動の安定化が図れないことが予想されるため、以下の項目について予算化の上実施したい。また期中における社会情勢の変化に柔軟に対応すべく、予算の用途については計上の範囲内でフレキシブルに対応する。

(1) オンラインによるファンドレイジングの運用

オンラインによるファンドレイジングを早期に実装し、全国エリアからのマンスリー会員獲得に繋げる。

(2) 福岡における知名度向上のための取組

遺贈等の大口支援は、在京の大手NGOや社会福祉協議会に集中しているため、在福の方への知名度向上を企図し、新聞広告の活用や、仕業等との連携を強化する。

(3) 対面活動の再開時における迅速な対応

社会情勢の変化に対応し、対面によるファンドレイジングを早期に再開できるよう、代理店、卓話イベント主催者、協力高校、協力ボランティアなどとの関係を維持する。

(4) 新規手法の開拓

オンラインイベント、店頭電子決済、ポイントカードなど多様な支援手法の開拓を推進する。

(5) 既支援者とのコミュニケーション

支援継続率向上のため、ニュースレター、アニュアルレポートなどの発行を通じて、支援実感を伴う丁寧なコミュニケーションを実施する。

Ⅲ 組織運営

2020年、「子どもの村福岡」は開村10周年を迎えたが、新たに福岡市と協働してショートステイ事業を開始するなど大きな飛躍の年となった。2021年もNPO法人としての社会的使命を自覚しつつ、10年間に蓄積した経験を知見として整理し、社会的課題の解決に向けて組織運営の強化及び有能な人材の発掘・育成に邁進したい。

1 組織運営

永続可能な組織体制の確立及び安定的な資金造成体制の構築をめざして役職員が一体となって努力を傾注する。NPO法人としての活力を維持し、新たな社会課題の解決に向けた組織の一層の活性化を図る。

2 人材養成

(1) 人材確保

人材(育親や職員)確保のためのリクルート活動を継続的に実施するほか、さまざまな媒体を通じて有能な人材の確保に努める。

(2) 人材育成

職員向けの研修プログラムを企画立案するほか、当法人が行う種々の行事及び活動への参加を求め、基本的な理念や対象としている社会的課題に等について理解を深めさせるとともに、オンライン研修等への積極的参加を促す。

3 ボランティア組織の充実

感染対策を徹底したうえで、当面は子どもの村福岡での草取り等必要最低限の活動とするものの、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、オンラインの活用により登録ボランティアとの関係性を維持する。また、広報などを実施するオンライン上のボランティアコミュニティの運営を実施する。

4 支援団体との連携

(1) 子どもの村福岡後援会

今後も側面的な支援を継続的に依頼し、後援各社との良好な関係を維持する。

(2) 子どもの村福岡を支援する小児科医の会

従来通り、支援継続の依頼を実施したい。